

2015

日立市消防総合基本計画



日立市消防本部

目次

I	はじめに	1～5
	1 策定の趣旨	1
	2 消防を取り巻く環境の変化	2
	3 国の動向	3～5
II	基本構想	6～8
	1 計画の基本方針	6
	2 日立市総合計画との相互・連携性	6～7
	3 計画の期間	8
	4 計画の進行管理	8
III	基本計画	9～13
	施策1 消防力の充実	10
	施策2 救急救助体制の充実・強化	10～11
	施策3 火災予防対策の推進	11～12
	施策4 地域防災力の充実・強化	12
	施策体系と内容	13
IV	施策の展開	14～42
	施策1 消防力の充実	
	1 消防施設・消防資機材の整備	14～19
	(1) 消防署所の整備	14～15
	(2) 消防車両・資機材の整備	16～17
	(3) 消防水利の整備	17～18
	(4) 消防指令体制の充実	18～19
	2 職場環境の充実・人材育成の強化	20～21
	(1) 明るく魅力ある職場づくり	20
	(2) 人材育成・教育訓練	20～21
	3 広域連携体制の充実	21～23
	(1) 消防広域化の検討	21～22
	(2) 緊急消防援助隊の強化	23

施策2 救急救助体制の充実・強化

1 救急体制の充実強化	24～30
（1）救急救命士の養成	25
（2）救急車の適正利用の啓発	25～27
（3）応急救護知識の普及	27～28
（4）救急資機材の整備	28～29
2 救助活動体制の充実強化	29～31
（1）救助活動体制強化・救助資機材の整備	29～31

施策3 火災予防対策の推進

1 火災予防の啓発	32～34
（1）防火思想の普及啓発	32～33
（2）住宅防火対策の推進	33～34
2 事業所等の火災予防対策	34～37
（1）防火対象物の防火安全体制の推進	34～35
（2）危険物施設の安全対策	36～37
3 火災調査体制の強化	37～38
（1）火災原因調査体制の充実強化	37～38

施策4 地域防災力の充実・強化

1 消防団の充実強化	39～40
（1）消防団員の確保	39
（2）消防団装備の充実	39～40
2 地域防災力の強化	41～42
（1）自主防災体制の強化	41～42

用語集	43～50
-----	-------

（本文中「*」を付した用語について、五十音順で解説）

I はじめに

1 策定の趣旨

日立市の消防業務については、行政目標として掲げた「災害に強い安全・安心なまちづくり」の実現を基本理念とし、平成16年度に10年間を計画期間とした日立市消防総合基本計画を策定し、「住民に信頼される消防体制づくり」、「住民とともに築く安心して暮らせるまちづくり」及び「明るく魅力ある職場づくり」を施策の柱とし業務を推進してまいりました。

この10年の間には、十王町との合併、消防拠点施設の竣工、通信指令室のデジタル化、高度救助隊の発足など着実に消防体制の充実、強化が図られてきたところです。

しかしながら、東日本大震災のように、現有消防力をはるかに上回る大規模災害や同時多発災害においては、一消防機関だけでは対応することが困難であり、「自助」、「共助」、「公助」が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに早期の復旧、復興につながるものとなります。

また、近年の災害は、大規模化、複雑多様化しており、社会情勢も人口減少が続き超高齢化社会へ突入し、厳しい財政状況の中、充実した消防活動を展開するため、より効果的で効率的な事業推進が求められています。

これらを踏まえ、これまでの消防の取り組みを総括、検証し、将来にわたって誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるための指針として、ここに新たな「日立市消防総合基本計画」を策定するものです。

2 消防を取り巻く環境の変化

(1) 災害態様の多様化と消防需要の増大

日立市の消防は、昭和25年に職員17人、消防車両1台をもって発足以来、地域に密着した防災機関として、社会構造の変化等に的確に対応しながら、消防防災体制の充実、強化を図ることにより、市民の安心、安全の確保に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、社会環境の急速な変化により、災害や事故の態様は複雑多様化し、大規模化する災害には、*緊急消防援助隊の派遣を求められるなど消防需要は飛躍的に増大しています。

また、テロ災害や武力攻撃の有事への対応、世界各地で発生している*新興感染症への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、世界的な気候変動による異常多雨・異常少雨の増加や海水面の上昇など、地球規模での自然環境の変化が急速に進みつつあることが指摘されています。

これからの消防は、このような社会環境や市民ニーズの変化、今後、高い確率で発生が予想されている*首都直下地震をはじめとした大規模災害時に的確に対応し、市民の生命、身体、財産を守っていくことが強く求められています。

(2) 人口減少と超高齢化社会の進行

社会経済状況の低迷や、個人の価値観の多様化に伴う出生率の低下及び医療技術の進歩による平均寿命の伸長等により、我が国の人口構造は少子・高齢化が進み、今後この傾向は一層顕著になり、団塊の世代が75歳となる2025年問題と言われる*超高齢化社会を迎え、財政バランスが崩れると危惧されています。

本市においても、少子・高齢化が進行しており、管内人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、平成37年（2025年）には約33%となり、人口は17万人程度となることが予想されています。

いわゆる「*要配慮者」と呼ばれる市民が増大するため、家族や地域ぐるみで災害から要配慮者を守るための防火・防災知識の普及に努めるとともに、増加する救急需要に的確に対応し、より高度な救急・救助活動を展開できる体制の整備を図っていく必要があります。

3 国の動向

(1) 市町村の消防広域化の推進

平成18年の消防組織法改正で、平成24年度を目途に進められてきた、管轄人口おおむね30万規模とする消防広域化の進捗状況は今なお不十分であり、全国の消防本部数の約6割は小規模消防本部（管轄人口10万未満）が占めています。

平成25年「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正により、広域化の期限を平成30年4月1日まで延長し、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部を含む地域について重点地域として指定し、消防の広域化が進められています。

茨城県においては、平成28年5月までと期限が迫っている*消防・救急無線のデジタル化と消防指令業務の共同運用の整備と併せて各消防本部の動きが活発化してきています。

(2) 消防力の整備指針及び消防水利の基準

東日本大震災の教訓及び消防を取り巻く環境の変化等を踏まえて、市町村が平常時から整備しておくべき消防力及び消防水利のあり方について、見直しが検討され、平成26年10月に「*消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」が一部改正されました。

〈主な改正内容〉

・消防力の整備指針

- ①人口に基づく救急自動車の配置基準を見直し、増強配備することとしたこと。
- ②大規模災害時に備え、人口規模に応じた台数の非常用車両を地域の実情に応じて配備することを明記したこと。
- ③大規模災害時に消防庁舎の機能確保が困難となった場合に備え、代替施設を活用して当該機能を確保する計画を事前に策定することを明記したこと。
- ④管轄人口30万以上に係る通信員の配備基準を見直すとともに、通信指令体制等を勘案して総数を増減させることができることとしたこと。
- ⑤*特定防火対象物に係る予防要員を増員し、予防業務の執行体制を強化したこと。

・消防水利の基準

- ①「最少限度」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利の基準を定めるもの」としたこと。
- ②耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて計画的に配置することについて明記したこと。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に創設され、平成26年には、全国の消防機関から約4,700隊が登録されています。

緊急消防援助隊の編成等については、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（基本計画）に定められていますが、今回、*南海トラフ地震、首都直下地震の発生の切迫性や災害の特殊化等を踏まえ、基本計画を平成26年度から平成30年度までの計画として変更し、緊急消防援助隊の一層の充実、強化を図ることとされました。

<変更の概要>

①緊急消防援助隊の登録目標隊数の見直し

登録目標隊数（平成30年度末まで）をおおむね6,000隊規模に大幅増隊

②エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の新設

石油コンビナート等産業基盤の被災に備え、特殊災害の対応に特化した精鋭部隊を新設

③緊急消防援助隊活動の機能強化

迅速な初動対応を行う統合機動部隊及び通信支援隊を新設するとともに、高度な車両及び資機材の配備促進

(4) 救急救命士の処置範囲拡大

*救急救命士が行う*特定行為の範囲については、「救急救命士の処置範囲に係る研究」により、実証研究を行った上で、平成25年8月に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会報告書」が取りまとめられ、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与について必要な講習・実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士に認められることになりました。

これにより、重度傷病者に対して早期に処置ができることで、救命効果の向上につながることを期待されています。

(5) 火災予防対策の推進

近年、雑居ビルや宿泊施設、社会福祉施設等で、多数の人的被害が発生していることから、火災対策検討部会が開催され、消防法や火災予防条例の改正がなされ、防火、防災管理体制の強化、防火安全対策の徹底が図られています。

<主な法令改正>

- ①個室ビデオ店等における防火安全対策の強化について（平成20年）
- ②小規模社会福祉施設における防火安全対策の強化について（平成21年）
- ③大地震発生時等の大規模・高層ビル等における防火防災体制の整備について（平成21年）
- ④自力避難困難者が入所する小規模社会福祉施設等における*消防用設備等の設置基準の拡大について（平成25年）
- ⑤催し、露店等への防火安全対策の強化について（平成25年）
- ⑥ホテル、旅館等における新たな表示制度について（平成26年）
- ⑦有床診療所等における防火安全対策の強化について（平成26年）

(6) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防団は、地域防災力の中心として、大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少、高齢化などの課題に直面しており、地域における防災力の低下が懸念されています。

こうした中、地域防災力の充実・強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立しました。この法律を受け「消防団充実強化対策本部」が立ち上げられ、消防団の充実強化を強力に推進していく体制が構築されました。

<対策本部の取り組み>

- ①消防団員の加入促進
- ②消防団員の処遇の改善
- ③消防団の装備・教育訓練の充実

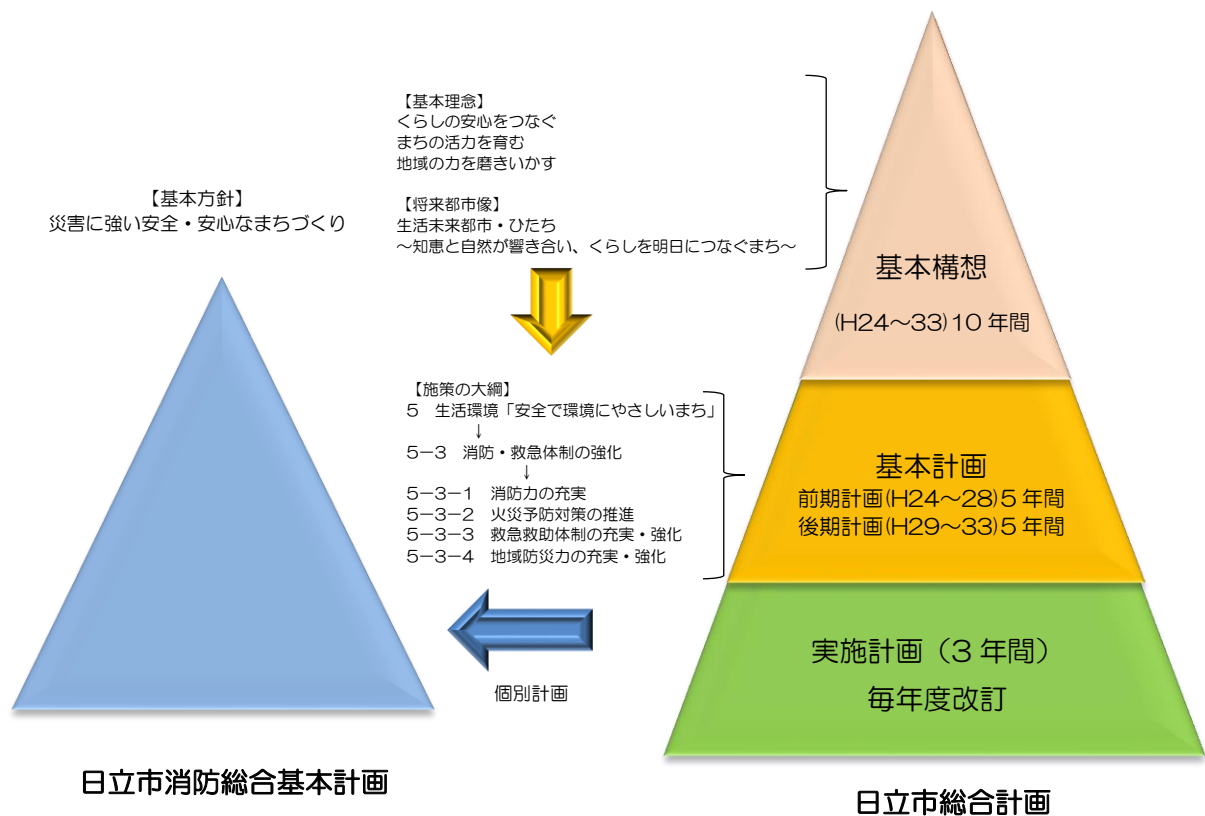
Ⅱ 基本構想

1 計画の基本方針

市民の信頼と負託に応えるため、職員一人ひとりが責任と誇りと使命感を持ち、あらゆる事象に迅速的確に対応できる消防体制を確立するとともに、より質の高い消防行政サービスを提供できる組織を構築し「災害に強い安全・安心なまちづくり」の実現を目指すことを基本方針として、①消防力の充実、②救急救助体制の充実・強化、③火災予防対策の推進、④地域防災力の充実・強化を施策の柱とし、各種施策を展開します。

2 日上市総合計画との相互・連携性

日上市消防総合基本計画は、「日上市総合計画」の施策の大綱における「個別計画」とした計画であり、大綱に掲げる「安全で環境にやさしいまち」を実現させるため、消防行政運営を着実に推進していきます。



(個別計画の構成)

日立市総合計画の個別計画に位置する日立市消防総合基本計画の構成について、次のとおり展開します。

【基本構想】

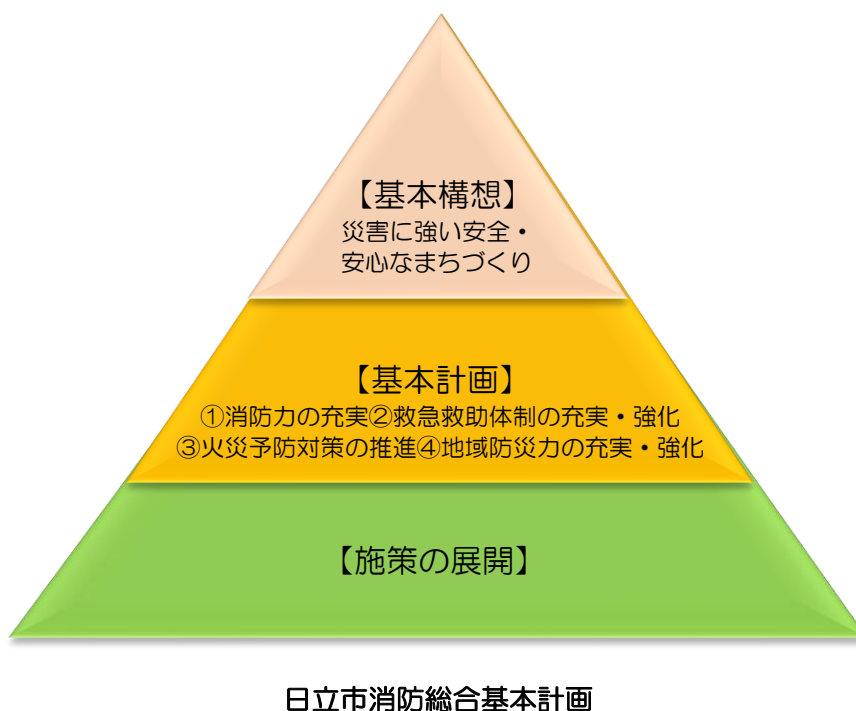
日立市総合計画に基づき、日立市消防の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を示すもので、長期的な視点に立った計画的な指針となるものです。

【基本計画】

基本構想に基づき、取り組むべき施策を各分野にわたり、体系的に定めたもので、消防の基本的な計画となるものです。

【施策の展開】

基本計画において定めた各施策を効果的に実施するための方向性や取り組みを示したものです。



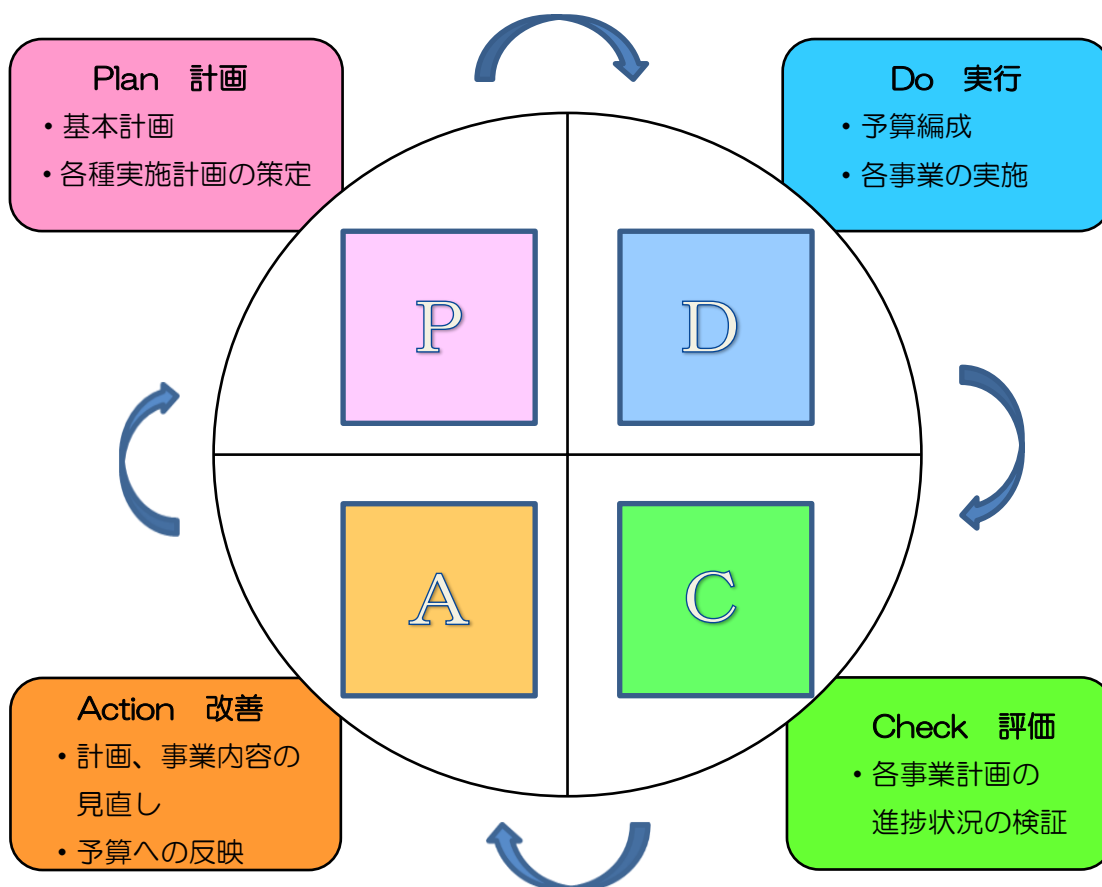
3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢等の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、必要に応じて中間年（5年後）に見直すものとします。

4 計画の進行管理

基本方針実現に向けて策定された基本計画を着実に実行するため、また、消防業務に対する市民ニーズの変化や、社会経済情勢に柔軟に対応するため、*P D C Aサイクルによる進行管理を行います。

日立市消防本部では、平成36年を見据え「災害に強い安全・安心なまちづくり」の実現に向けて取り組みます。



Ⅲ 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる「災害に強い安全・安心なまちづくり」を実現するために、取り組むべき施策を体系的に示すものです。

目指すべき姿 **災害に強い安全・安心なまちづくり**

施策1 消防力の充実

- ①消防施設・消防資機材の整備
- ②職場環境の充実・人材育成の強化
- ③広域連携体制の充実

施策2 救急救助体制の充実・強化

- ①救急体制の充実・強化
- ②救助活動体制の充実・強化

施策3 火災予防対策の推進

- ①火災予防の啓発
- ②事業所等の火災予防対策
- ③火災調査体制の強化

施策4 地域防災力の充実・強化

- ①消防団の充実・強化
- ②地域防災力の強化

施策1 消防力の充実

1 消防施設・消防資機材の整備

消防施設の耐震性能は、*I_s値（構造耐震指標）0.9以上が必要とされています。しかし、本市の消防施設のほとんどは、旧耐震基準時に建築され、30年から40年以上が経過していることから、地域の防災拠点となる消防施設の統廃合を含め計画的に整備します。

消防活動に必要とする*消防水利については、耐震性及び容量が満たない防火水槽を更新していきます。また、各種災害に適切に対応できる車両（*圧縮空気泡消火装置（CAFS装置）積載車等）を整備し、消防隊員についても安全に活動できる資機材を計画的に更新整備します。

2 職場環境の充実・人材育成の強化

市民に質の高い消防サービスを提供するために、豊富な知識と高度な技術を持った職員の育成と職務に専念できる環境を整える必要があることから、働きやすく明るい職場づくりを積極的に推進します。

3 広域連携体制の充実

災害の多様化・大規模化、少子高齢化社会・人口減少時代に的確に対応し、消防防災体制の強化を図るためには、国が推進している消防広域化について検討する必要があります。

また、緊急消防援助隊は、今後発生が予想される大規模地震や災害の特殊化等を踏まえ、一層の充実強化が必要であり、緊急消防援助隊の*受援計画の策定についても検討します。

施策2 救急救助体制の充実・強化

1 救急体制の充実・強化

救急需要の増大とともに市民が救急に寄せる期待が大きなものとなっている中、救急体制の強化を図るためには、救急救命士の養成が必要不可欠です。現在は、救急車に必ず1人の救急救命士が搭乗する「*専従救命士」36人体制が構築されていますが、救急救命士が行う特定行為の範囲が更に拡大され、救急業務の高度化に対応し、円滑な救急処置を行うために「専従

救命士」54人体制を目指します。また、新たな応急処置の実施に伴い、高度な救急資機材の整備を検討します。

救急出場件数が、年々増加する中で超高齢化社会を迎え、救急搬送人員の半数以上を占めるのは軽症患者です。本当に救急車を必要とする重篤患者を救うため「救急車の適正利用」について、各種広報媒体を活用し、理解を求めていきます。

また、*救命率を向上させるためには、*バイスタンダーが適切な応急手当をすることが必要であるため、幅広く、できるだけ多くの市民に応急救護知識の普及を図ります。

2 救助活動体制の充実・強化

救助活動の現場は、都市化の進展、社会経済の発展、市民の生活様式の変化等により、災害や事故の態様が複雑・多様化しています。

現在、「特別救助隊」、専門かつ高度な教育を受けた隊員と高度な救助資機材を有する「*高度救助隊」、潜水資格を有する隊員で水難事故に対応する「水難救助隊」を編成し、各種災害対応にあたっていますが、有害化学物質や放射線が暴露された環境下にまで救助活動の範囲が広がっており、新たな知識、技術の習得、隊員の養成強化や最新救助資機材の整備などを推進し、より安全、確実、迅速、かつ、効率的な救助活動が行える体制を整備します。

施策3 火災予防対策の推進

1 火災予防の啓発

火災の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、市民に対して春、秋の火災予防運動をはじめ、文化財防火デー、危険物安全週間の実施、各種防火イベントの開催を通して、防火意識の高揚と防火思想の普及啓発に努めています。

住宅防火対策として、火災による逃げ遅れを防ぐため義務化された*住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器や防災製品の普及啓発活動を推進します。

2 事業所等の火災予防対策

事業所等の火災予防のため、火気の使用、取り扱いや消防計画の作成、避難訓練等の実施などの防火管理指導、消防用施設等の設置指導等を行っている

ます。

*防火対象物や危険物施設への立入検査を定期的に行い、違反是正指導に積極的に取り組み安全確保に努めます。

3 火災調査体制の強化

火災調査は消防機関に与えられた重要な業務であり、火災原因調査を適切に行い、火災予防を中心とした消防行政に反映させることが必要です。

最近では、火災の多様化、製造物責任法の施行、情報開示請求など火災調査を取り巻く環境も変化してきており、調査結果の信頼性も重要視されていることから、調査員の技術向上を図り、火災調査体制の更なる充実・強化に努めます。

施策4 地域防災力の充実・強化

1 消防団の充実・強化

消防団は郷土愛護の精神に基づき、地域に密着した防災活動機関として、常備消防と連携して消防活動を行っています。

本市の消防団は、平成26年4月現在27個分団、391人の団員で構成され、消防ポンプ自動車30台（うち18台は小型動力ポンプ積載車）が配備されています。

消防団は、地域の安全安心を守るためには欠かせない組織であり、地域防災の要となる消防団員の確保、装備等の充実・強化に努めます。

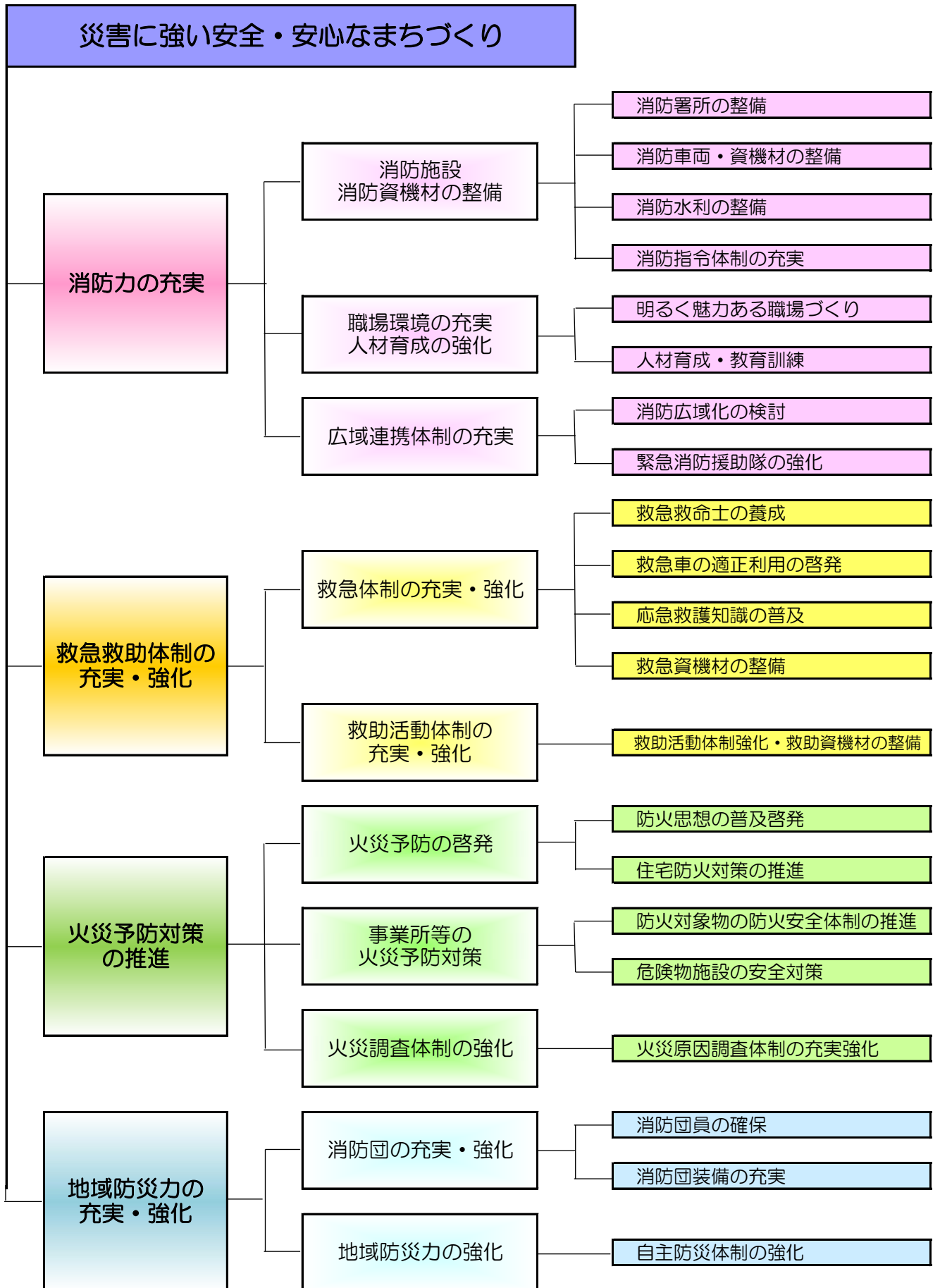
2 地域防災力の強化

災害発生時の初期消火や人命救助、避難誘導等において、大きな役割を果たすのは、地域の自主防災組織や各事業所の自衛消防隊、女性防火クラブ等の組織です。

大規模な災害が発生した場合は、少しでも被害を小さくするために、地域住民が「自分の身は自分で守る。地域の安全は地域で守る。」という意識を持って自主的に行動ができるようにすることが重要です。

安全で安心なまちづくりの実現には、消防機関と事業所、地域住民との連携が不可欠であり、それぞれの組織と連携を強化し、地域防災力の向上に努めます。

施策体系と内容



IV 施策の展開

施策1 消防力の充実

1 消防施設・消防資機材の整備

市街地においては、建築物の大規模化・高層化・難燃化、バイパス道路の整備が進み、駅前開発などで、新たな都市機能や産業活動の発展などにより災害の様相も複雑多様化し、消防を取り巻く環境が大きく変化していることから、消防署所をはじめとした*消防力の整備など、今まで以上に効果的、効率的でかつ強力な消防体制を確立することが必要となります。

(1) 消防署所の整備

消防署所については、消防拠点施設及び田沢出張所を除き、各庁舎とも昭和56年以前の旧耐震基準の建築物であり、東日本大震災の教訓として耐震診断を実施した結果、耐震性能を有していないものや内外壁の剥離、雨漏り等、随所に老朽化が見られ、施設機能の低下が認められるため、適正な維持及び更新が必要です。

<基本方針>

東日本大震災の経験を踏まえて、建築から40年以上が経過し、老朽化が著しい地域消防活動の拠点である消防署の建替えを図ります。

人口減少社会の中で、消防署所を計画的かつ適正に配置することにより、市民へ安全・安心を提供するとともに、消防機能の拡充により、あらゆる災害に迅速に対応する体制の確保に努めます。

<施策・取組み等>

①老朽化が著しく、耐震性能が低い多賀消防署は、十王堂線の拡張に伴い交通量が増えたことにより、緊急出動に支障がでていることなどから優先的に移転を行うこととし、末広地区再整備計画と併せて整備を進めます。

平成27年度に建設工事着工、平成29年4月の運用開始を目指します。

②臨港消防署は、*津波浸水予測範囲内にあるため、大震災時の防災

拠点機能を考慮し、高台への移転計画を進めます。

国が示す「消防力の整備指針」に基づく消防署の担当範囲（署所を中心に半径2.6km）の位置づけから臨港消防署、久慈出張所及び大沼出張所の1署2出張所を統廃合し、（仮称）南部消防署を配置し、平成32年の運用開始を目指します。

③北部地区の消防署のあり方については、長期的視点から庁舎改修、移転、建替えを含めた北部地区の消防体制を見直し必要性を検討していきます。

[消防署所の整備計画]

署 所 名	統廃合	建築予定	移 転 先
多賀消防署	現状のまま	平成28年	おおくぼ児童公園
(仮) 南部消防署	臨港消防署	平成31年	大みか体育館付近
	久慈出張所		
	大沼出張所		
北部消防署	北部消防署	検討中	検討中
	田沢出張所		



【消防拠点施設】

(2) 消防車両・資機材の整備

「消防力の整備指針」に掲げられている基準を満たすべく、消防車両、各種消防資機材等の整備を計画的に行っています。

各種災害に迅速かつ的確な対応を行うため、今後とも消防車両や消防活動資機材の計画的な整備はもちろん職員の高齢化に配慮した資機材の整備、技術開発に伴う最新の資機材配備の検討が必要です。

<基本方針>

消防車両や資機材は、使用年数の経過や劣化状況等により、順次更新を行うとともに、あらゆる災害に対応できる車両及び活動資機材の整備について計画的に実施し、消防職員の安全確保と対応力の強化に努めます。

<施策・取組み等>

- ①車両更新目安基準により、各車両の更新整備を行います。
- ②圧縮空気泡消火装置（C A F S 装置）等の最新装備を有するポンプ車を各署に配備します。
- ③部隊を指揮する指揮隊車を新規に配備します。（緊急消防援助隊茨城県隊指揮併用）
- ④最新型の小型軽量化された空気呼吸器など、個人装備の性能強化、軽量化、維持費軽減の推進を図ります。

[車両更新目安基準]

種 別	車 両 別	更新基準年数
常 備	消防ポンプ自動車	14年
	高規格救急自動車	10年
	梯子付消防自動車	15年
	化学消防自動車	15年
	救助工作車	15年
	指揮車	8年
	査察広報車	8年
	資機材搬送車	16年
	その他の車両	15年
非常備	消防ポンプ自動車	20年
	可搬ポンプ積載車	20年



【*津波・大規模風水害対策車】



【先端屈折はしご付消防自動車】

(3) 消防水利の整備

消防水利は、火災鎮圧のため消防機械とともに必要不可欠なものであり、大規模地震等の災害の場合には、消火栓が使用不能となることが予想され、防火水槽が重要な水利となります。

しかし、市内の防火水槽 876 基のうち設置後 50 年以上経過したものが、約 13% あることから、計画的に耐震化を図っていく必要があります。

また、水利標識の経年劣化等による腐食等も多くみられることから、定期的調査の継続と維持管理が必要です。

<基本方針>

設置後 50 年以上の老朽化した防火水槽及び容量 40 m³ 未満の消防水利基準不適合防火水槽について、優先順位を明確にし耐震化を図ります。また、消防水利の定期的調査を継続実施し、施設の安全確保と維持管理に努めます。

<施策・取組み等>

- ①防火水槽更新計画に基づき更新を進めます。
- ②防火水槽の蓋及び水利標識については、調査結果を基に改修、更新を進めます。

[更新計画優先順位]

基本的考え	昭和38年以前に設置されたもの
第1条件	容量40m ³ 未満
第2条件	減水等損傷のあるもの
第3条件	古いもの

(4) 消防指令体制の充実

年々増加する救急需要や特異な火災等に対し、出動した隊員が効果的な活動を行うには、119番受信時の適切な情報収集及び迅速、正確な情報伝達が極めて重要です。そのために、指令勤務員の能力向上を図るとともに、指令台で使用する基礎データの充実、更新を行い、最新の情報で対応します。

また、バイスタンダーに適切な応急手当等を促すため、*口頭指導を行うことにより救命率の向上を目指します。

本市では、平成25年4月に*消防・救急無線のデジタル化の整備が完了しましたが、茨城県では、平成28年度に共同指令センターの運用開始を予定しており、大規模災害の発生した場合に備えて「茨城県防災情報ネットワークシステム」を県庁と当本部間を*I B B N回線で接続し連携強化を図ります。

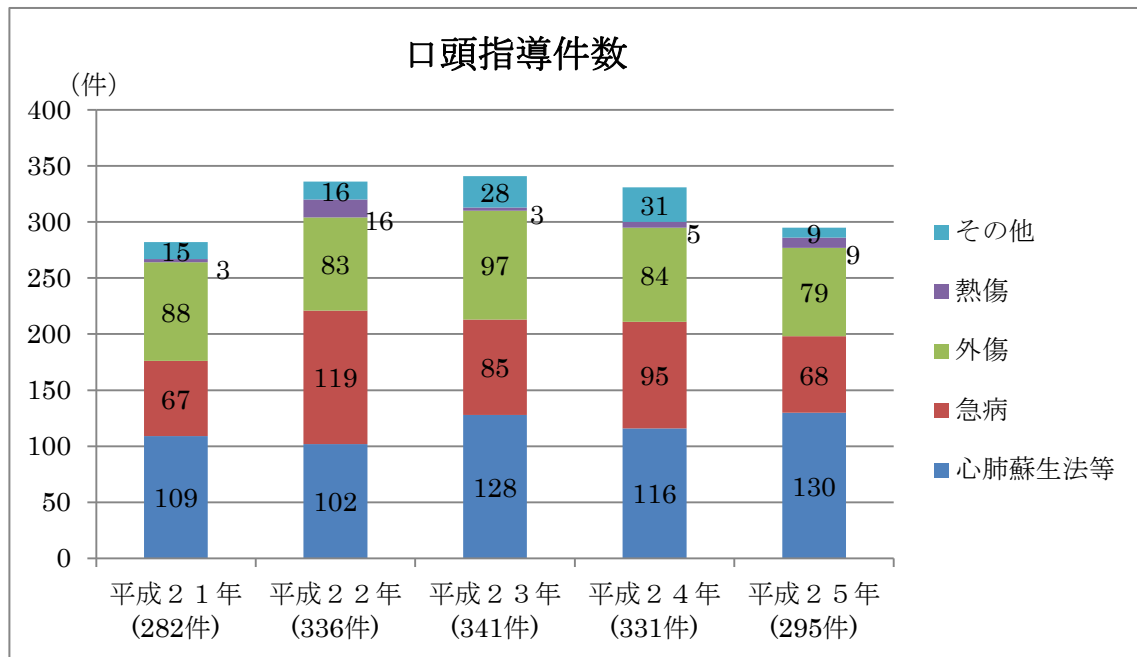
<基本方針>

市民からの119番通報に迅速的確に対応し、出場から現場活動までの一連の動きをスムーズに行える体制及び無線機器システムの充実強化を図り、各主管課が業務ごとに管理している多様な情報から必要な情報を素早く抽出して、災害現場に送出できる体制を確立することにより被害の軽減及び救命率の向上に努めます。

<施策・取組み等>

- ①救急事後検証会、その他の研修会に参加し、緊急判断能力の向上、口頭指導の高度化を図ります。
- ②防火対象物、危険物施設、消防水利、道路状況等の情報は、指令室、各課、各署間で情報共有により確認と更新を行います。
- ③県の共同指令センター運用に伴い、共同指令センター及び隣接市町村の応援協定の見直しを検討します。

- ④多賀消防署新庁舎整備に伴う*日立市消防計画の見直しを検討します。
- ⑤防災情報管理システムの導入の検討（生活安全課との共同事業）
- ⑥消防経験、知識豊富な中堅職員の指令室勤務配置について検討します。



【通信指令室】

2 職場環境の充実・人材育成の強化

(1) 明るく魅力ある職場づくり

消防を取り巻く社会環境は、様々な分野で大きく変化してきています。

多様化する市民ニーズに応えられる質の高い消防サービスを提供するためには、職員が熱意と誇りを持って、その能力を最大限に発揮できる職場環境の整備は欠くことのできないものであり、職務に専念できる衛生的で明るい職場づくりを図る必要があります。

<基本方針>

老朽化した消防庁舎の改修等を計画的に実施し、職場環境づくりと職員の健康に対する意識向上に努め、メンタルヘルス対策の推進を図ります。

また、女性消防職員の職域を拡大し、女性にも働きやすい職場環境を目指します。

<施策・取組み等>

- ①*日立市消防職員委員会を活用し、職員の意見を反映した働きやすい職場環境を整備します。
- ②定期的な健康診断の実施、産業医による職員の健康管理をサポートします。また、ストレスチェックなどを活用した*メンタルヘルスケアを推進します。
- ③*安全衛生委員会により職員が安全に安心して働ける職場づくりを進め、「労働災害ゼロ」を目指します。
- ④消防庁舎の建替え、改修・修繕により職員の労働環境向上と女性にも働きやすい職場環境を確立します。

(2) 人材育成・教育訓練

平成27年度には、日本の高度経済成長期に採用された消防職員が定年退職するピークを迎え、単に新規職員の採用で人数を確保するだけでは、高い知識と経験を必要とする消防職員が減少することによる消防力の低下は避けられません。

このような中であって、消防業務を適正に執行し、市民の負託に応えていくためには、職員一人ひとりの資質を向上させることが重要です。

職務の遂行に必要な高度な専門知識と技術を有する職員を育てるために、教育及び訓練の充実を図る必要があります。

<基本方針>

高度な専門知識や技術に加えて、実践力を有する職員を育成するため、積極的に様々な研修、講習及び消防大学校等へ職員を派遣し、職員の資質向上に努めます。また、資格取得支援制度の活用等により、職員個々のスキルアップを図ります。

<施策・取組み等>

- ①研修や消防大学校等に派遣された職員を講師とする講習会の実施等、高度な知識を共有するための*OJT（職場内研修）を推進します。
- ②消防学校、消防大学校、救急救命士研修所等へ定期的に職員を派遣します。
- ③市役所人事課主催研修の受講を促進し、職員個々のスキルアップを図ります。
- ④各種広報媒体を活用し、消防本部のイメージアップを図り、優秀な人材の確保を目指します。

3 広域連携体制の充実

(1) 消防広域化の検討

日立市の消防は、平成16年に日立市と十王町の合併により日立市消防団と十王町消防団が統合、平成20年4月には、高萩市・日立市事務組合消防本部が解散し、十王消防署が日立市消防本部に編入されました。

平成20年に策定された茨城県消防広域化推進計画は、必ずしも進んでいない現状にある中、「市町村の消防広域化に関する基本方針」が平成25年4月に改正され、広域化する際の目標管轄人口規模は30万以上から地域の実情を十分に考慮する必要があるとされ、「消防広域化重点地域」の枠組みが創設され、広域化の実施期限も平成30年4月1日まで延長されたところです。

茨城県においても、平成26年3月に*消防広域化重点地域が指定されましたが、本市は、平成25年4月から消防・救急無線デジタル化を単独整備し運用していることから、重点地域に指定されていません。

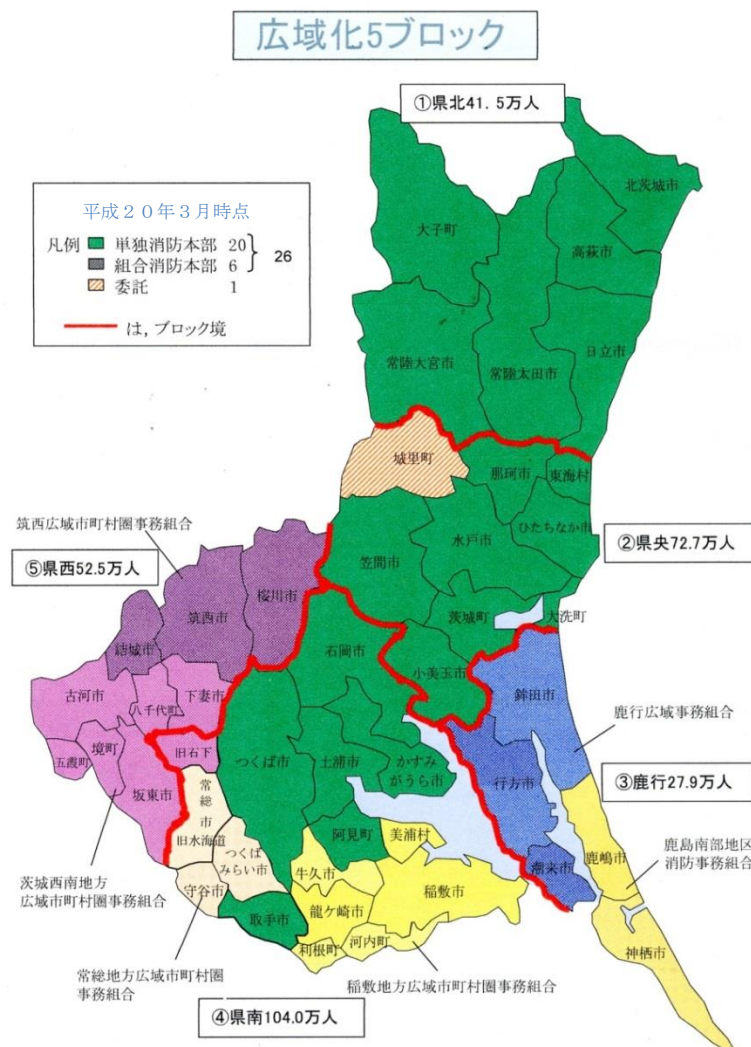
現在、県内5ブロック（県央、県北、鹿行、県南、県西）による広域化が推進されており、平成28年の消防・救急無線のデジタル化と消防指令業務の共同運用の整備と併せて、県央、県北の一部で検討協議が進められ

るなど動きが活発化してきています。

<基本方針>

人口減少社会、超高齢化社会の到来する中で、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指していく上で、ますます高度化、需要が高まる市民ニーズに応えられる消防力の維持、強化に向け、他市の状況を注視しつつ、広域化による効果、課題等を精査し、県域（一本化）での広域化を視野に入れ検討していきます。

[茨城県が推進する5ブロック化]



(2) 緊急消防援助隊の強化

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、被災地の消防力では対応が困難な大規模災害や特殊災害の発生に際して、全国の消防機関等による消防応援を迅速かつ円滑に実施するため、全国的な消防応援組織として緊急消防援助隊が創設されました。

現在は、消防組織法で緊急消防援助隊が明確に位置付けられ、平成23年に発生した東日本大震災では、全国規模の緊急消防援助隊が活動にあたり、本市も福島県での救急搬送対応のため、指揮隊、救急隊、支援隊を派遣しました。

消防庁では、今後発生が予想される大規模地震の切迫性や災害の特殊化等を踏まえ、平成30年度末を目標に6,000隊規模にすることを目指しています。この緊急消防援助隊の機能強化事業により、平成26年に「津波・大規模風水害対策車」が配備され7月から運用を開始しました。

本市では、津波・大規模風水害対策車のほか、茨城県大隊指揮隊、消防隊等9隊を登録し協力体制を築いていますが、今後さらに緊急消防援助隊の強化、高度化を図るとともに、全国や地方ブロックの合同訓練へ積極的に参加して技術の向上を図る必要があります。

<基本方針>

災害の複雑化、高度化、大規模化等に対応するため、最新資機材を配備するとともに、全国及び地方ブロックでの合同訓練に積極的に参加し、隊員の技術向上、緊急消防援助隊の高度化に努めます。

<施策・取組み等>

- ①大規模震災等を想定した訓練を計画的に実施します。
- ②全国、地方ブロック合同訓練へ積極的に参加します。
- ③地域の実情に応じた受援計画の策定を検討します。



施策2 救急救助体制の充実・強化

1 救急体制の充実強化

救急出場件数は、*疾病構造の変化及び高齢化といった社会構造の変化に伴い年々増加傾向を示し、平成24年には8,000件に到達しました。

今後、市内の人口は減少傾向となりますが、高齢者の割合は増えていくことや平成26年から*24時間ドクターカーの試行運用が開始されたことに伴い、出動件数は更に増加することが予想されています。

このようなことから*メディカルコントロール体制を更に充実させ、*指導救命士を中心に救急隊員及び指令室員の教育体制の強化を図る必要があります。

また、救急救命士の処置範囲拡大が認められたことに伴い、高度な技術を養うため訓練用資機材の整備と年々技術革新する救命処置資機材等を導入していくことが必要となります。



【大規模災害救出・救護トリアージ訓練】

(1) 救急救命士の養成

平成26年4月現在、48人の救急救命士の有資格者がおり、39人の救命士が9隊の救急車に搭乗しています。救命士の*処置範囲の拡大が認められ救急業務における救命士の役割がさらに重要となっています。

しかし、今後は救急救命士資格者の定年退職等に伴い、専従救命士数が減少することに加え、気管挿管、薬剤投与、心肺停止前の輸液、低血糖傷病者へのブドウ糖投与などの高度な処置を行うことのできる認定救命士となるには、新たに講習や実習を行う必要があることから、計画的な養成が必要となります。

<基本方針>

救急救命士の計画的養成と技術向上に努め、救急隊1隊に対し2人以上の救急救命士が搭乗する「専従救命士54人体制」を目指します。

<施策・取組み等>

- ①救急救命士養成研修所へ計画的に職員を派遣します。
- ②救命士養成学校の学生に対して、救急車に同乗して実習する機会の提供及び救命士有資格者の受験を積極的に働きかけ、救命士の確保に努めます。

(2) 救急車の適正利用の啓発

平成25年中の救急搬送人員7,290人のうち、入院を伴わない軽症者は4,150人で、約57%を占めています。

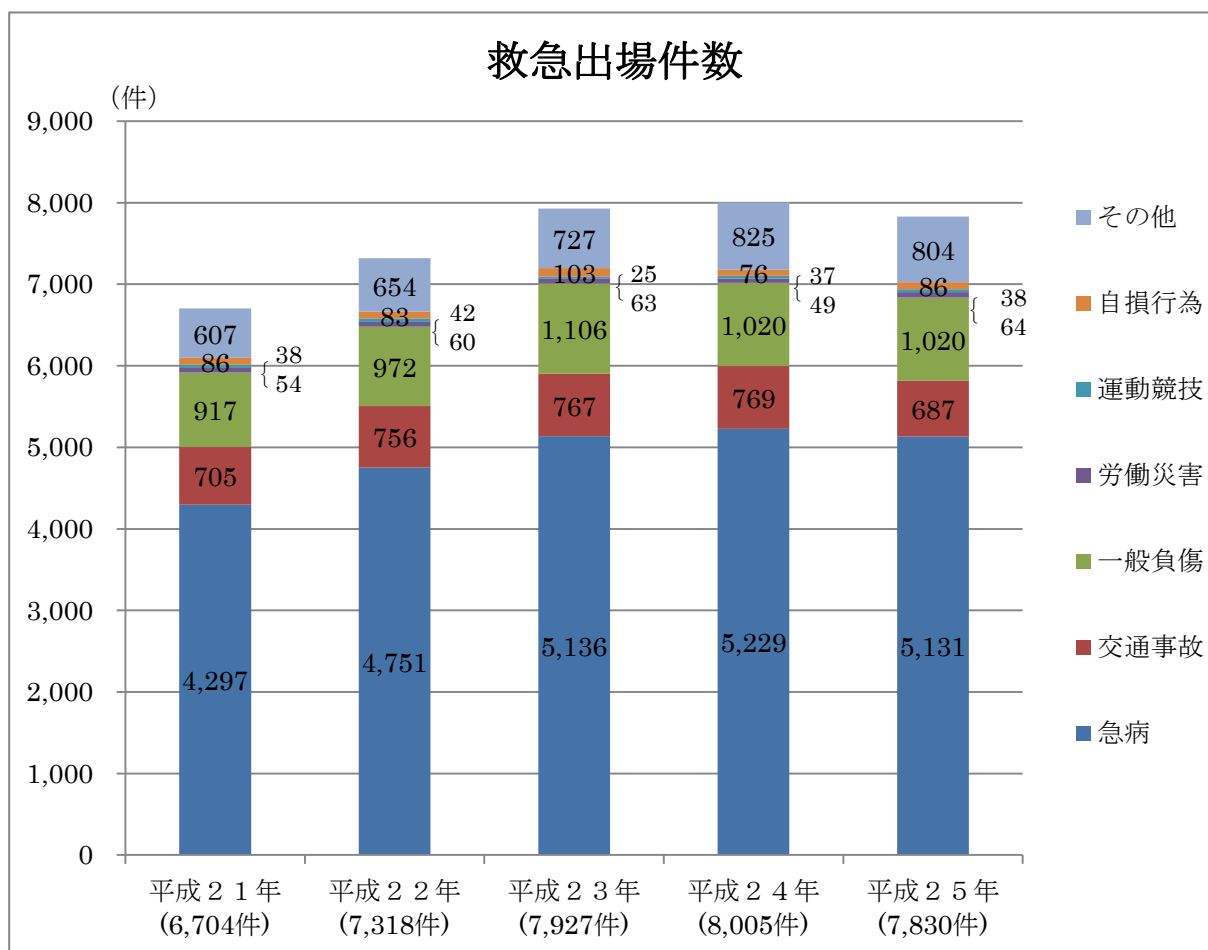
本来、救急業務は、市民の生命や身体を守る業務であり、タクシー代わりや安易に救急車が要請されることにより、現場への到着時間が遅れて本当に必要な重篤患者の命が救えなくなる恐れがあります。真に緊急性を有する傷病者に対する迅速かつ的確な対応に支障をきたさないよう救急車の適正な利用についての対策が必要です。

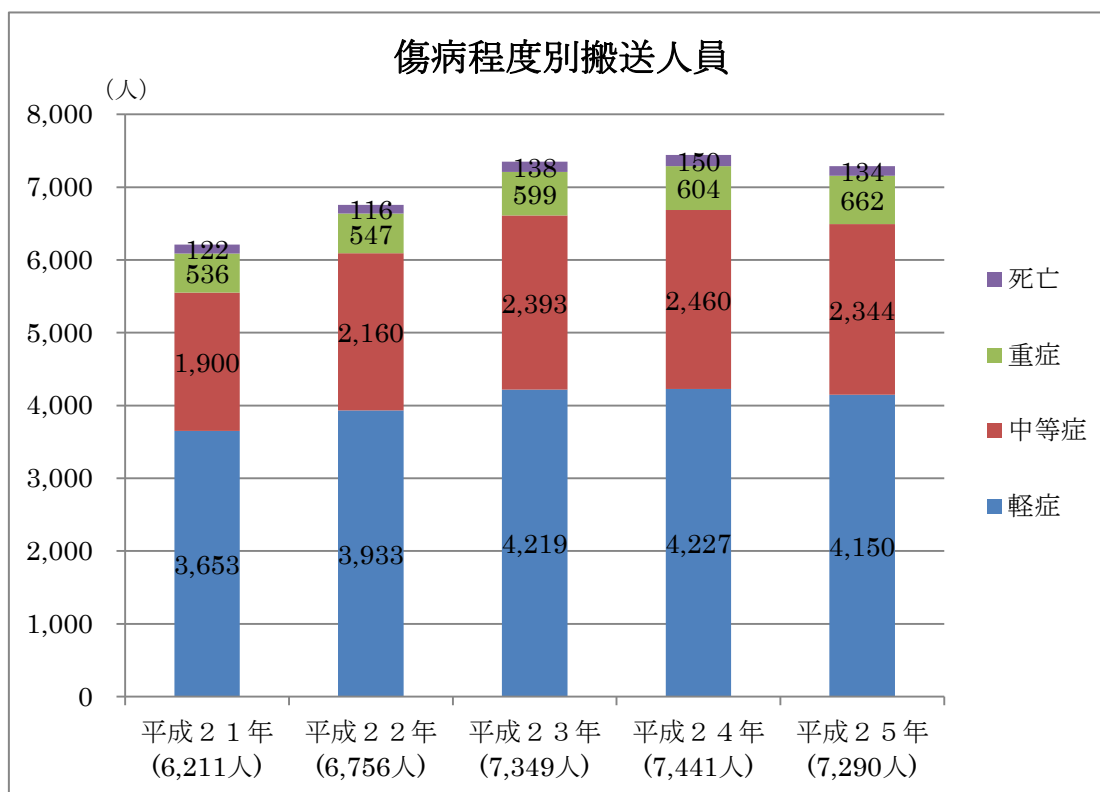
<基本方針>

安易な救急要請を抑制するために、市民に対して救急の実態を伝え、理解を得ることが重要であり、ポスター、パンフレット等の各種広報媒体を活用して広報活動を行います。

< 施策・取組み等 >

- ①市報、ケーブルTV、地元FM局等の各メディアを活用し、PR活動を展開します。
- ②救急車の適正利用を呼び掛けるポスターを小・中学校から公募し、広報に活用します。
- ③頻回利用者に対して、関係機関と連携し、救急の実態について理解を求めます。
- ④消防本部の消防医療情報問い合わせ（22-4199）、茨城県の救急医療情報システム、茨城子ども救急電話相談（#8000）等を広く市民に周知し、利用促進を図ります。





(3) 応急救護知識の普及

心肺停止患者等が発生した場合、バイスタンダーが速やかに適切な応急手当を施すことにより傷病者の救命率が大幅に向上することは明らかです。

平成6年から実施している*普通救命講習は、着実に受講者数が増えており、毎年約4,000名程度が受講しています。平成16年から一般市民にも使用できるようになった*AED（自動体外式除細動器）も幅広く浸透してきています。救命率を向上するためには、できるだけ多くの市民に応急手当の知識や技術を身に付けてもらうことが大切です。

また、応急手当手技を維持するためには、再講習を受けることが望ましく、受講者への周知を含めた対応が必要です。

市民への応急手当知識の普及が救急事故の際の救命率の向上を図るだけでなく、大規模災害等における自主救護能力の向上も見込めることから、ますます重要なものとなってきています。

<基本方針>

応急手当の普及促進のため、消防職員による指導普及に加え、各事業所の応急手当を指導できる応急手当普及員の育成を図るとともに、再任用職員による応急手当指導員制度を更に充実させ、市民の希望に沿った応急手当講習会を開催できる体制を整備することにより受講者の増加を図ります。

また、講習会の回数増に対応するため、応急手当啓発用資機材の計画的な更新、整備を図ります。

<施策・取組み等>

- ①個々の市民の要望（開催日時、場所、回数等）に応えられる、機動的な応急手当講習会を開催します。
- ②各種広報媒体等を活用し、応急手当、普通救命講習の重要性を広報し、受講者の増員を図ります。
- ③教育委員会と連携し、中学1年生が受講できる教育体制を継続します。
- ④心肺蘇生用訓練人形の計画的整備を図ります。



【普通救命講習会】

(4) 救急資機材の整備

増加の一途をたどる救急需要において救命率や社会復帰率を向上させるため、「気管挿管」「薬剤投与」「心肺機能停止前の輸液」「低血糖傷病者へのブドウ糖投与」など高度な応急処置が導入されてきており、それ

らの処置に対応するための救急資機材の整備が必要となります。

また、救急現場での迅速、的確な活動や救命処置を実施するためには日々の訓練が重要であり、訓練用資機材の整備も必要です。

<基本方針>

救急活動の高度化に対応した資機材の整備・充実を図り、最新式の資機材の導入を検討し、隊員の救命処置技術及び救命率の向上に努めます。

<施策・取組み等>

①救急救命士の救命処置内容の高度化に対応した訓練用資機材について計画的な整備を図ります。

②最新式資機材の有効性及び導入について検討します。

2 救助活動体制の充実強化

(1) 救助活動体制強化・救助資機材の整備

救助活動は、火災、交通事故、水難事故、自然災害や*特殊災害など多岐にわたる災害活動において、安全・確実かつ迅速な対応が要求されます。

近年は、東日本大震災の発生や、ゲリラ豪雨による土石流災害、御嶽山の噴火災害などの複雑多様化する救助事案が発生し、ここ数年で首都直下地震をはじめとした大規模地震の発生が懸念される中で、市民の安全・安心を守るためには、高度な知識と技術を有する救助隊員の養成と資機材の整備を計画的かつ継続的に推進し、地域の実情に合わせた特色ある救助体制の構築を図っていく必要があります。

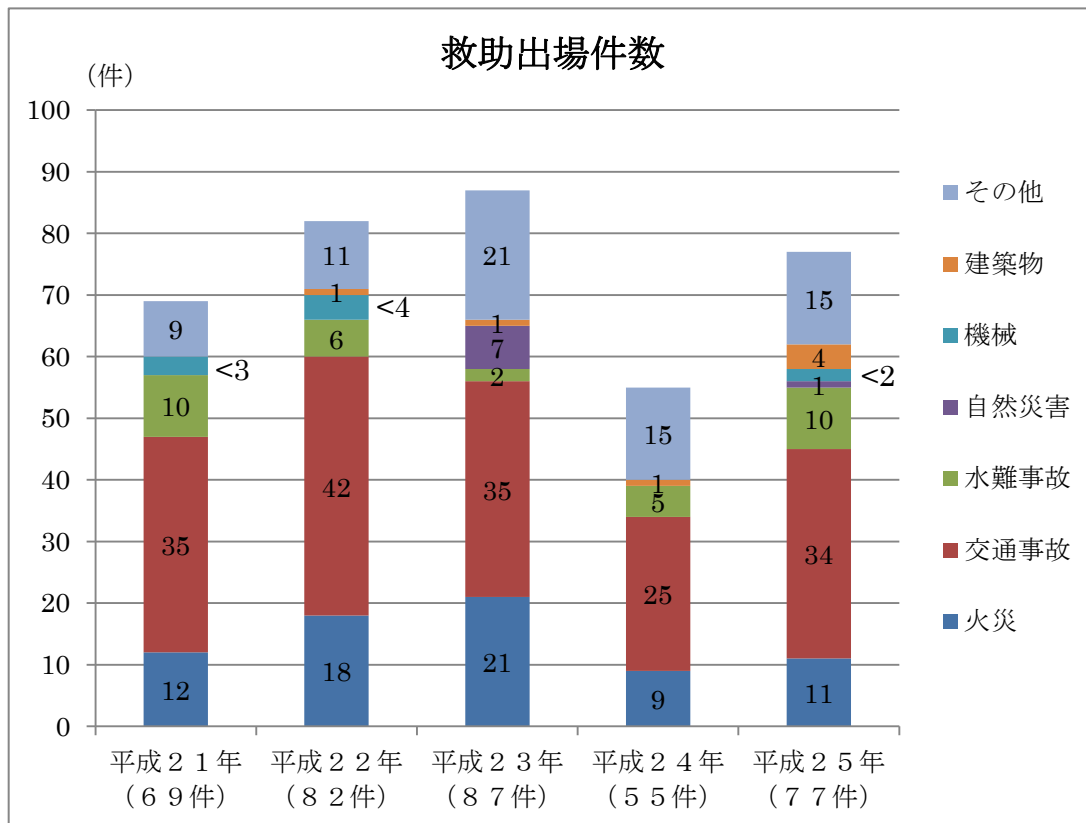
また、「津波・大規模風水害対策車」が導入されたことに伴い、緊急消防援助隊として水難救助隊が派遣されることを考慮し、水難救助隊員の増強及び資機材の計画的整備が必要です。

<基本方針>

多種多様な災害に対して、専門的な知識や技術を有する隊員を養成、育成し、より安全、確実、迅速かつ効率的な救助活動が行える体制を整備します。

<施策・取組み等>

- ①大規模災害や特殊災害に対して、確実かつ迅速な救助活動を行うことができるよう医療機関等と連携した「大規模災害救出・救護トリアージ訓練」を継続的に実施します。
- ②消防大学校、消防学校の専門課程に職員を派遣し、専門的な知識や技術を有する高度救助隊員の育成を図ります。
- ③水難事故に対応する潜水士の養成、潜水資機材の充実及び計画的な更新を図ります。
- ④救助隊員の救急資格標準化及び高度救助隊の隊員構成に救急救命士資格者の配置を検討します。
- ⑤複雑多様化する災害を想定した訓練施設の整備及び救助資機材の高度化、軽量化、スリム化を検討します。





【高度救助隊】
平成24年4月発隊



施策3 火災予防対策の推進

近年、火災被害の中心は、雑居ビル内の飲食店やグループホームなどの小規模事業所での火災や高齢者を主たる居住者とする一般住宅に多発しています。

平成25年における全国の火災による死者の状況を見ると、住宅火災による死者数は997人（放火自殺者等を除く。）で、このうち65歳以上の高齢者は703人で、約7割を占めています。

このため、高齢者を含めた要配慮者に対する住宅防火対策を更に促進する必要があります。

予防行政については、建築同意事務や消防用設備等の設置指導及び定期的な立入検査を実施していますが、建築物等の様態も大きく変化する中、予防行政を適正に遂行していくためには、専門的な知識が必要とされ、それらに対応できる人材の確保とともに、いかに効果的かつ効率的に予防行政を行っていくか検討する必要があります。

1 火災予防の啓発

(1) 防火思想の普及啓発

火災予防対策では、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合の通報、初期消火、安全避難等の活動を誰もが速やかに行えるよう火災予防に対する知識と理解を深めることが重要です。

また、幼児期から少年期までの成長に合わせて、火の取り扱いに関するしつけや災害の予防方法等に関する学習を行い、子どもの頃から防火思想を育むことが必要です。

<基本方針>

火災予防運動をはじめとして、各種防火イベントや防災講演会を開催するとともに、市報、ケーブルTV、地元FM局等を活用した防火PRを積極的に展開し防火思想の普及啓発を図ります。

<施策・取組み等>

- ①年2回の火災予防運動は工夫を凝らした内容を検討し、継続実施することにより、防火思想の普及啓発に努めます。
- ②市内の小・中学校生を対象とした防災協会主催の防火ポスターコンクールを引き続き実施し、子どもの頃からの防火思想を育みます。
- ③ケーブルTV、地元FM局を活用した魅力ある広報番組を作成します。
- ④自治会及び事業所に対する消火訓練、避難訓練等及び防火講話を継続実施します。
- ⑤日立市防災協会の協力を得て、防災講演会の開催や子ども用防火服の購入など、様々な活動を通じて火災予防思想の普及啓発を図ります。
- ⑥東日本大震災での逃げ遅れによる被害の教訓を生かし、地域の実情に応じた避難訓練を取り入れます。



【ちびっこ写生会】



【防火ポスター審査会】

（２）住宅防火対策の推進

近年、住宅火災による死者数が増加していることから、消防法の一部改正による「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられ、本市においても平成20年6月から全ての住宅に設置が義務付けられました。

平成26年6月時点の設置率は72%で、茨城県の設置率は上回るものの全国平均の79.6%を下回る結果となっています。

引き続き、住宅用火災警報器の設置促進を図るとともに、今後、高齢化や核家族化の進展に伴い、ますます高齢者のみの世帯や一人暮らしの世帯の増加が見込まれることから、これら高齢者等世帯において、住宅用消火器の設置や防災製品の使用などの住宅防火対策を推進し、防火意識を育てていくことが必要です。

<基本方針>

住宅の防火対策に対する意識を向上させるとともに、市民と地域、事業所と連携して住宅用火災警報器をはじめとした住宅用防災機器や防災製品の設置、普及を図り防火対策を促進することで、住宅火災による死傷者数や財産被害の減少に努めます。

<施策・取組み等>

①関係機関等と連携し、各種イベントや講習会等において、住宅用防災機器の展示、パンフレット等の配布を行い、住宅用防災機器及び防災製品の設置促進を図ります。

②住宅用火災警報器の維持管理についての広報活動を各メディア等を活用し、交換時期等の適切な指導を行います。

③各関係団体と協力し、日立市社会福祉協議会による*巡回安全サービス事業に積極的に参加し、ひとり暮らし高齢者世帯の安全確保に努めます。



【巡回安全サービス】

2 事業所等の火災予防対策

(1) 防火対象物の防火安全体制の推進

大規模店舗、病院、社会福祉施設、学校、工場などの多くの人々が入りし、利用する事業所等の施設は、一旦火災が発生すると大規模化する危険性が高く、社会的に与える影響も大きいことから、法的に各種の安全対策が求められ、様々な規制が課せられています。

本市における、消防用設備等の設置が義務付けられている事業所は、平成26年4月1日現在で4,929事業者あり、このうち防火責任を有する*防火管理者を選任しなければならない事業所数は1,329を数えます。

これらの事業所等は、地域の安全を確保していくうえで重要な役割を担っているものの、一部の事業所等では長引く不況の影響等により十分な防火安全対策が取られていないものがあることから、防火管理者をはじめとする事業所等の関係者に対する指導を強化していく必要があります。

<事本方針>

事業所等の管理権原者に自らが果たすべき防火責任の重要性を認識させ、防火対象物の安全を確保するための体制を確立し、具体的な安全対策を講じるよう指導に努めるとともに、違反事業所等への是正指導に積極的に取り組むことにより、人々が安心して出入りし、利用できる事業所の拡充を促進します。

<施策・取組み等>

- ①年2回の甲種防火管理講習を継続実施し、防火管理者を育成することで、火災を未然に防ぎ、被害の軽減が図れる防火管理体制の確立を推進します。
- ②立入検査及び違反処理に適切に対応するための必要な知識、判断力をもった査察員を養成するため、教育体制を充実させるとともに、*予防技術資格者制度による資格（防火査察・消防用設備等）を計画的に取得させ、立入検査及び違反処理を効果的に推進します。
- ③違反事業所等に対する特別査察や追跡調査を集中的に実施し、是正促進を図ります。



【年末特別査察】

(2) 危険物施設の安全対策

危険物施設等における災害は、人的、物的、経済的被害が甚大なものとなることから、日頃から安全性を確保する必要があります。

危険物等の規制に関しては、科学技術の進展、社会経済の変化等を踏まえ、必要な見直し等が行われました。また、東日本大震災での被害状況を踏まえた危険物施設の安全対策についても必要な対応を行っています。

危険物施設に対する許認可事務、届出の受理等を厳正に行うとともに、立入検査等を通じて安全管理指導を行い、安全の確保を目指しています。

効果的かつ効率的な立入検査を行うため、専門的な知識を有する予防技術資格者の確保を図るとともに、安全管理体制の質的充実に重点を置いた立入検査体制の強化が必要です。

<基本方針>

事業所等における安全管理体制の充実及び自衛消防組織の対応力強化を図り、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時の初動体制を強化し、発災による被害の低減を図ります。

<施策・取組み等>

- ①年2回実施している危険物の取扱作業の保安に関する講習会及び危険物取扱者試験準備講習会を継続実施し、*危険物保安監督者、危険物取扱者の育成に努めます。
- ②定期点検の必要のない施設について、自主点検の重要性を周知し、自主点検実施を促進します。
- ③予防規程における震災時等対策の指導を行います。
- ④危険物安全週間中に、地域及び施設を選定した立入検査や安全広報活動を実施します。
- ⑤予防技術資格者制度による資格（危険物）を計画的に取得させ査察員の資質向上を図ります。



【タンクローリー検査】

3 火災調査体制の強化

(1) 火災原因調査体制の充実強化

火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにすることは、火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得るための重要な消防の業務です。

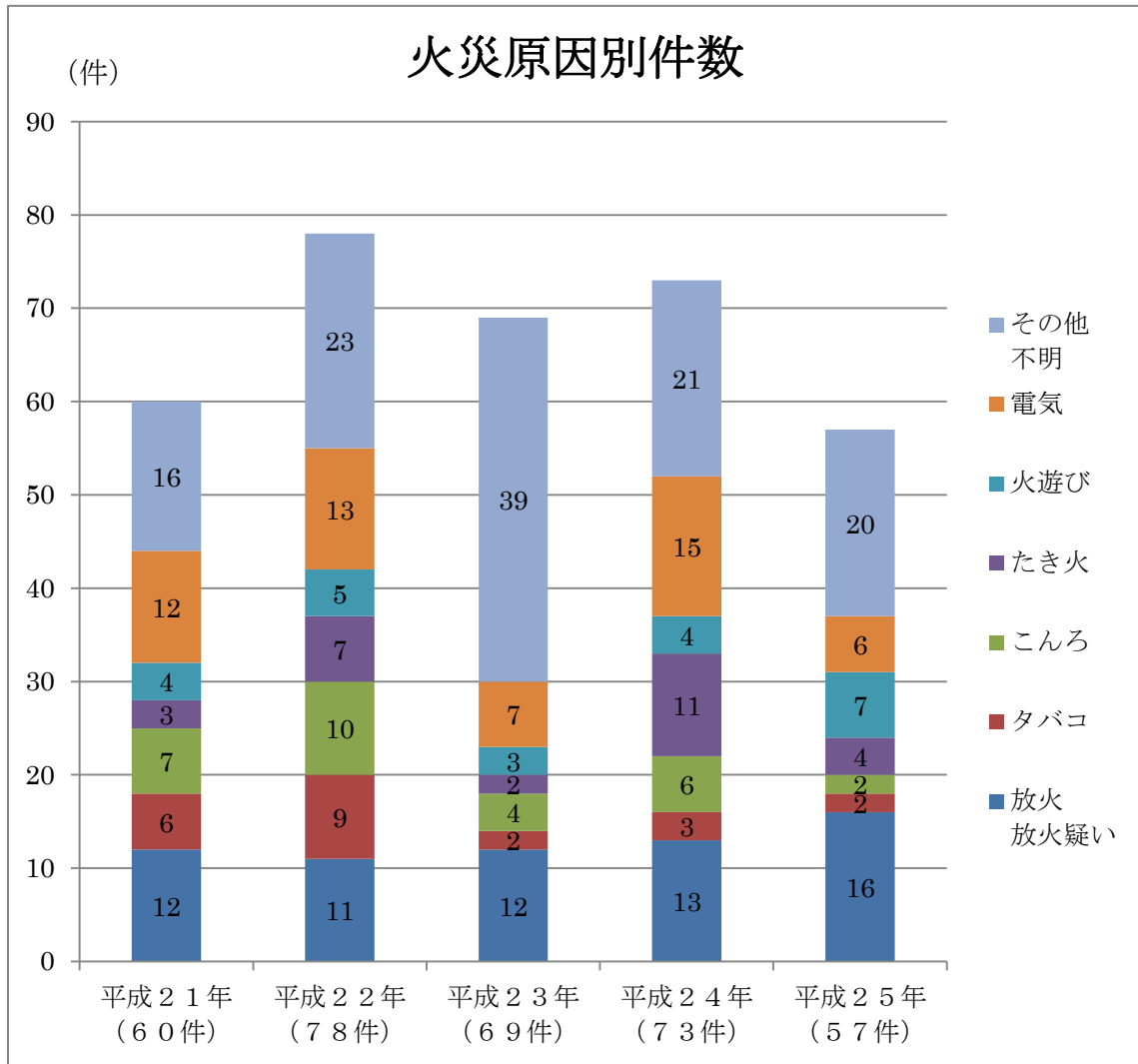
また、火災調査結果の信頼性は、市民からの要望や証拠能力として訴訟の場において今後ますます要求されるものであることから、職員の火災調査技術を向上させる必要があります。

<基本方針>

火災原因等を究明し、予防行政・警防活動等に活かすことにより、火災件数の減少及び火災による被害を軽減するとともに、火災に対する高度で専門的な知識を有する職員を育成し、火災調査員としての資質の向上に努めます。

<施策・取組み等>

- ① 予防課が企画する研修会を定期的を実施し、火災調査書類及び報告要領等の作成能力の向上を図ります。
- ② 火災調査に関する高度な知識と技術を習得するために、他機関による研修会等に積極的に参加します。
- ③ 予防課員が火災原因調査時に実地指導を行います。



【建物火災原因調査】



【火災原因調査研修会】

施策4 地域防災力の充実・強化

1 消防団の充実強化

(1) 消防団員の確保

消防団の活動は、火災の際の消火活動、火災予防広報活動、大規模災害時の救助・救出や避難誘導等、地域防災体制の中核的存在であって、地域の安全・安心を守る組織として大きな役割を果たしており、地域住民から厚い信頼を寄せられています。

しかし、少子高齢化の進展、被雇用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、消防団員数は減少し、高齢化も進んでおり、地域防災力の低下が懸念されています。

今後、魅力ある消防団として、団員の数を確保するとともに、年齢の若返りを図り、活動しやすい環境を整えることが必要です。

<基本方針>

地域に必要な団員を確保し、地域防災体制の充実を図るため、地域における消防団員の地位を向上させるとともに、地域住民や被雇用者、女性が参加しやすい活動環境の整備を図ります。

<施策・取組み等>

- ①自主防災訓練や地域の行事に参加し、地域住民と接する機会を多くすることで、消防団の理解を深め、若い世代の入団促進を図ります。
- ②消防団員の活動環境を整備し、魅力ある消防団とするため、報酬や手当等の処遇の改善を検討します。
- ③市報、その他広報媒体を活用し、消防団の活動を広く紹介し、地域の連携強化を図ります。
- ④大規模災害時のみに限定した団員、消防職団員OBによる団員等、機能別団員・分団制度の導入を検討します。
- ⑤女性消防団の結成促進を図ります。

(2) 消防団装備の充実

消防団には、分団ごとに消防ポンプ自動車、小型ポンプ積載車が配備されており、災害時には、地域の要請に応じて大きな機動力となるよう

期待されています。

これらの車両の中には、平成26年現在、購入後20年を超える車両が9台あり、地域の消防力を維持するために計画的な更新整備が必要となります。

また、消防団員の安全確保のための装備や情報伝達が可能な装備及び救助活動用資機材などの充実を図る必要があります。

<基本方針>

消防団車両は、状態や経過年数を総合的に考慮し、順次計画的に更新を行うとともに、災害様態の多様化に対応した車両や活動資機材の整備及び団員の安全確保のための装備を計画的に整備し、地域防災力の向上を図ります。

<施策・取組み等>

- ①車両等の消防団装備について、計画的に更新し適正配備を図ります。
- ②高齢化対策のため、資機材の軽量化、利便性の向上を図ります。
- ③消防団員の安全確保のための装備の充実を図ります。
- ④情報収集、情報共有、他機関との連携の円滑化に資する双方向の情報伝達が可能な装備の充実を図ります。
- ⑤大規模災害に対応するため、救助活動用資機材の充実を図ります。
- ⑥消防団員の士気向上等に資する観点から、新服制基準の活動服導入を検討します。



【消防団秋季点検】



【ポンプ操法大会】

2 地域防災力の強化

(1) 自主防災体制の強化

大規模な災害が発生した場合、その被害を少しでも小さくするためには、「自分の身は自分で守る」という個人の「自助」意識を育てることが重要です。普段から個人として、災害時に取るべき行動を考え、それを実行するために必要な知識や技術を習得しておかなければなりません。それらの知識や技術を習得した人々が、地域において互いに助け合う「共助」体制を構築し、関係機関と連携しながら地域の防災力を強化し、地域における被害を軽減することが大切です。

本市においては、小学校区を単位とした23の自主防災組織が結成され、安全で住みよい災害に強い地域を目指して防災訓練等を行っています。

また、市内には、火災予防を目的とした防火クラブ等が4団体あり、様々な防火活動等を行っています。これらの団体の活動を支援し、育成していくことが必要です。

(平成26年4月現在)

団体名	構成員	会員数・クラブ員数
日立市防災協会	事業所等	395 事業所
日立市女性防火クラブ	婦人会等	13 クラブ・ 293 人
日立市少年消防クラブ	小学生児童	3 クラブ・ 57 人
日立市幼年消防クラブ	幼稚園、保育園児	19 クラブ・ 1,836 人

[日立市女性防火クラブ組織図]

(平成26年4月現在)

日立市女性防火クラブ													
北部ブロック (7クラブ 162人)							南部ブロック (6クラブ 131人)						
弁 天	城 南	滑 川 地 区	日 高 学 区	田 尻 学 区	豊 浦 学 区	十 王 地 区	河 原 子	旅 館 組 合	久 慈 大 み か	坂 下 地 区	大 み か コ ミ ユ ニ テ ィ	久 慈 濱	金 沢 学 区
31	34	9	23	20	18	27	6	21	18	32	35	19	

<基本方針>

消防署、消防団と連携しながら訓練内容指導、講習会の講師派遣等の必要な支援を行うことにより、防災知識の習得及び地域防災力の向上を図ります。また、防火クラブ等の各団体の活動に対する支援を積極的に行い、活動を通して地域防災を担う人材育成を図ります。

<施策・取組み等>

- ①平成3年に発生した大規模な林野火災の教訓を生かし、消防署、消防団、企業特設消防隊及び地域住民等と連携した「林野火災消防演習」を継続的に実施し、対応力の強化に努めます。
- ②地域が行う防災訓練等において、積極的に指導を行うとともに防火講習会等に講師を派遣します。
- ③防火クラブ等の各団体の活動を広くPRし、理解を深め会員及びクラブ員の加入促進を図ります。
- ④防災協会が主催する火災予防に関するイベントや防災講演会及び防火広報活動を積極的に支援し、事業所等との関係強化を図ります。
- ⑤女性防火クラブが行う活動内容を検討し、参加しやすく魅力ある活動計画を立て、組織強化とクラブ員の士気向上を図ります。
- ⑥夏休みに行う少年消防クラブの研修会を継続実施するとともに、魅力ある活動を展開するため指導者の育成を図ります。
- ⑦少年消防クラブ員の制服更新と併せて活動服の導入を検討し、クラブ員の士気向上を図ります。



【自主防災訓練】



【少年消防クラブ研修会】

用語集

あ

【I s 値】

構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、粘りに加え、形状や経年状況を考慮し、建築物の階ごとに算出したもの。

【I B B N回線】

「いばらきブロードバンドネットワーク」の略。

茨城県が市町村と共同で整備した高速・大容量の情報通信ネットワーク回線で県内18個所のアクセスポイントがある。

【圧縮空気泡消火装置・キャフス（C A F S）装置】

C A F Sとは^{コンプレッスド}Compressed ^{エア}Air ^{フォーム}Foam ^{システム}Systemの略。水に少量の消火薬剤を加え、圧縮空気を送り込むことにより発泡させる装置で、水の表面積を広げることで、少ない水で効率よく消火することができる。

【A E D】

^{オートメテッド}Automated ^{エクスターナル}External ^{ディフィブリレーター}Defibrillatorの略で、自動体外式除細動器のこと。心室細動と無脈性心室頻拍の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的ショックを与え心臓の震えを取る医療機器。

【O J T】

^{オン}On ^ザthe ^{ジョブ}Job ^{トレーニング}Trainingの略。職場において、上司・先輩等が職員に対して、仕事に必要な知識・ノウハウ等を意識的・継続的に指導する人材育成の多様な取り組み。

【安全衛生委員会】

労働安全衛生法の規定に基づき、職員の安全及び健康を確保するため、消防本部に設置される委員会。

か

【危険物保安監督者】

危険物の取扱い作業において、作業員に対しての指示や関係者等への連絡など、保安の監督業務を行う者。

【救急救命士】

医師の指示の下に、高度な救急救命処置を行うことができる国家資格を有する者。

【救命率】

心肺停止傷病者のうち、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃された症例で、1ヶ月以上生存した症例の割合。

【緊急消防援助隊】

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、迅速で効果的な消防の広域応援のため創設された部隊で、消防庁長官の要請により出動し、都道府県単位の部隊編成がなされ、災害活動を行う。

【口頭指導】

119番を受信した通信指令室員が、通報者に対して、心肺蘇生法等の応急手当の方法を電話で指導すること。

【高度救助隊】

救助隊員の中から、専門かつ高度な教育を受けた隊員で編成され、高度な救助資機材を積載した救助工作車にて各種災害に対応する救助隊。

【疾病構造の変化】

医療の進歩により、結核等の感染症による死亡が減少し、がんや心筋梗塞などの生活習慣病が増加している。

【指導救命士】

救急救命士や救急隊員の指導などにあたる、専門的知識を有する指導的立場の救急救命士。

【首都直下型地震】

関東地方南部の首都圏で発生が想定されている直下型地震。

【消防・救急無線デジタル化】

総務省の周波数の割当て政策に伴い、アナログからデジタル通信方式へ移行したもので、デジタル化することで、データ伝送による確実かつ効率的な消防救急活動の支援が可能となり、通信の秘匿性向上により、個人情報等の保護の強化が可能となる。

【消防広域化重点地域】

都道府県知事は、広域化の取組みを先行して重点的に取組む必要がある地域を重点地域として指定することができることとされ、茨城県においては、広域化の気運が高い地域として、消防救急デジタル無線等の共同整備が進められている地域と広域化に向けて協議が進められている地域が指定されている。

【消防水利】

消防活動を行う際の水利施設のことで、消火栓、防火水槽、河川などがある。

消防庁告示「消防水利の基準」により、市町村の消防に必要な水利の基準が定められている。

【消防力】

消防署や消防出張所などの消防施設、消防車両及び人員。

【消防力の整備指針】

消防庁の告示で、市町村が消防力（消防署所、消防車両、人員）の整備を進める上で目標となる指標。

【消防用設備等】

消防法で規定する「消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動に必要な施設」の総称。

消火器などの消火設備、自動火災報知設備などの警報設備、避難はしごなどの避難設備に大別される。

【住宅用火災警報器】

家庭内で火災が起こった際に発生する煙や熱を感知し、音声や光により警報を発して火災の発生を知らせる機器。

【受援計画】

大規模災害時の応援を迅速かつ効果的に受け入れられるよう、各地から来る応援部隊や物資の受入れ体制をあらかじめ決めておくこと。

【処置範囲の拡大】

傷病者の救命率向上や後遺症軽減を図るため、救急救命士が医師の具体的指示を受けて、救急現場で次の新たな処置を行うもの。

- ①心肺機能停止前の静脈路確保と輸液
- ②血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

【巡回安全サービス】

ひとり暮らしのお年寄り世帯等を訪問し、電気やガス会社、消防や日曜大工のボランティア等でチームを編成し、電気、ガス、家屋の安全点検をはじめ火災予防等の呼びかけを行う、社会福祉協議会の事業。

【新興感染症】

世界保健機構（WHO）の定義による「かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症」のこと。

【専従救命士】

救急救命士の資格を有する職員のうち、管理監督的立場等にある職員以外で、常時救急車に搭乗する救急救命士を「専従救命士」と位置づけている。

た

【超高齢化社会】

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

【津波浸水予測範囲】

茨城県が平成24年8月に作成した津波浸水予測図に基づき、日上市津波ハザードマップに津波による浸水範囲を表示したもの。

【津波・大規模風水害対策車】

東日本大震災での救助活動の教訓を踏まえ、総務省消防庁から無償貸与されたもので、津波や大規模風水害による冠水地域の人命救助に対応するため、水陸両用バギー等の救助資機材を積載した特殊車両。

【特殊災害】

一般的な消防施設または通常の装備品では対応することが困難である事象。具体的には原子力・化学・生物災害を始め、毒物・劇物の流出事故、火薬類等の爆発火災、航空機火災などのこと。

【特定行為】

医師の具体的指示を得た上で、救急救命士のみが行える救急救命処置。

【特定防火対象物】

消防法で規定する防火対象物のうち、飲食店、物品販売店舗、ホテルなどの不特定多数の人が出入りする建物や病院、老人福祉施設など火災が発生した場合、人命に及ぼす危険が高い施設。

な

【南海トラフ地震】

日本列島の太平洋沖「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震。

南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く、深さ 4,000メートル級の海底の溝（トラフ）のこと。

【24時間ドクターカー】

ドクターカーとは救急車に医師を搭乗させ、心肺停止等の重篤患者に対応するもので、平成26年4月から試行的に夜間・休日等も出場可能な体制とした。

は

【バイスタンダー】

救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）

【日立市消防計画】

消防組織法第1条及び消防法第1条に定める任務及び目的を遂行するために必要な組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期することを目的として定められた計画。

【日立市消防職員委員会】

消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、消防事務の円滑な運営を行うことを目的とした消防職員で構成される委員会。

【PDCAサイクル】

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルを繰り返しながら事務事業の継続的な改善を行うこと。

【普通救命講習】

一般市民を対象とした、心肺蘇生法やAEDの使い方、異物除去や止血法などを学ぶ講習会。

【防火管理者】

多数の人が利用する建物などの火災の発生や火災による被害を軽減するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務を計画的に行う責任者。

【防火対象物】

建築物その他の工作物、山林等火災予防上主たる対象となるもので、消防法で用語の定義が定められ、規模等により防火管理者の選任、消防用設備等の設置、維持等の義務が関係者に課せられている。

ま

【メディカルコントロール体制】

救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急隊員が行う応急処置の質を保証する体制のことで、①現場活動における医師による指示、指導・助言体制の確立、②救急活動の医師による事後検証の実施、③救急救命士の再教育研修の充実等により、質の向上を図っている。

【メンタルヘルスケア】

メンタルヘルスとは精神面における健康のことで、全ての働く人が、健やかにいきいきと働けるような気配りと援助をし、心の健康確保を図ること。

や

【要配慮者】

災害対策基本法第8条第2項第15号に規定された、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のこと。

【予防技術資格者】

建築物の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うために、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者。



日立市消防総合基本計画

平成27年度～平成36年度

日立市消防本部

日立市消防総合基本計画策定委員会

平成27年1月策定